



さいい

発行・編集/〒039-4711

青森県下北郡佐井村

大字佐井字糠森20

佐井村役場 総務課

TEL: 0175(38)2111

FAX: 0175(38)2492

2月6日(日)【東京都 NHKホール】
全国ふるさと歌舞伎フェスティバル



福浦の歌舞伎

青森県下北郡佐井村

今月の主な内容

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 大間町に合併協議申し込む … 2 | 下北半島のニホンザル捕獲に関して… 8 |
| 佐井村長選挙のお知らせ … 3 | 保健師だより・歯科だより… 9 |
| むつ下北地域の情報基盤はこう変わる … 4 | 交母だより…………… 10 |
| 村臨時職員募集ほか … 5 | こちら佐井駐在所…………… 11 |
| 全国ふるさと歌舞伎フェスティバルほか … 6 | お知らせコーナー…………… 12 |
| 育児・介護休業法が変わりますほか … 7 | 戸籍の窓口…………… 14 |

2005
(平成17年)

3

No. 427

大間町に再度、 合併協議申し込む！

当村では、昨年六月にむつ下北地域合併協議会から離脱した後、北通り三町村（大間町・風間浦村・佐井村）での合併に向け、その前提となる合併協議の場の設置に向け、これまで努力してきました。

昨年の十一月二十二日に開催した「市町村合併住民説明会」でもお話ししましたが、大間町への合併協議の申し入れについては、昨年十月七日に風間浦村長と連名で行い、同年十月二十九日に大間町長から「北通り三町村の合併に向けて協議する場合は設置しない」旨の回答を得ております。

しかし、住民説明会で今後の方向性として、次のように村長がみなさんにお話しております。

「今後は、大間町長選挙後を視野に入れ、引き続き、三町村による合併を議会とともに模索しながら取り組んでいく。」

それを踏まえ、今回改めて大間町に合併協議の申し入れをしました。

申し入れまでの 経緯について

大間町の金澤新町長が今年の一月十九日に就任しました。それを踏まえ、二月一日に大間町長へ合併協議の申し入れを再び行いました。北通り三町村での合併に向けては、当初から風間浦村と歩調を合わせて、大間町に対し粘り強く交渉していくということから、常に連携を取りながら行ってきたつもりでしたが、今回の申し入れに際しては、風間浦村長の理解が得られず、残念ながら佐井村単独での申し入れとなりました。

申し入れの 結果について

二月一日に佐井村単独で大間町へ申し入れた合併協議の場の設置に対する回答が、二月十六日に大間町長からありました。

回答については、概ね次のような内容となっております。

「大間町からの 回答書の内容」

佐井村から申し入れのあった合併協議の場の設置については、これまでの佐井村との歴史的なつながり等を十分に踏まえた中で、鋭意検討してきたところですが、

その結果、基本的には、昨年、町が議会と協議の上、回答したことを尊重するものであり、合併に向けて協議する場は設置できません。

今後とも、佐井村とは隣接町村として更に連携を密にし、共に協力し、この地域住民の福祉の増進と地域の発展を図りたいと存じますので、ご理解の程、お願いいたします。

残念ながら、大間町からは、「検討したが、基本的には昨年、回答したとおりであり、合併に向けて協議する場は設置できない」という内容のものでした。

これを受け、村長は、「非常に残念な結果ではあるが、今後の三町村議会の動向に期待する」とのコメントを出しております。

議会の 取り組みについて

議会における北通り三町村合併に向けての取組みについては、二月十五日に配付された「さい議会だより（臨時号）」で紹介されております。

当村議会では、一月三十一日に大間町議会に対し、「北通り三町村」の枠組みでの合併協議の場の再考を願う公文書を風間浦村議会とともに提出しております。

これを受けて大間町議会では、二月七日に臨時議会を開催して、「北通り三町村合併調査検討特別委員会」の設置を決め、二月十日に開催された同特別委員会において、両村議会からの申し入れに対して「特別委員会を設置した」という回答を受けることを決めており、同日、回答書を受理しております。

更にそれを踏まえ、二月十六日に当村議会から大間町議会に対し、三町村の議会議員で構成する「北通り三町村合併調査検討特別委員会」の設置を申し入れしています。

三町村議会では、全議員による合同懇談会を二月二十三日に開催し、「三町村合併検討研究会」を設置、研究会として三町村の首長に法定合併協議会の設置を要請しております。

佐井村長選挙のお知らせ

2月21日(月)、佐井村選挙管理委員会が開催され、佐井村長選挙の日程等が正式に決まりました。その内容は次のとおりです。

- ◇投票日 4月17日(日)
- ◇告示日 4月12日(火)
- ◇投票時間 午前7時～午後8時まで

立候補届出等について

立候補届出の受付は、告示日の4月12日(火)午前8時30分～午後5時まで、佐井村役場「第二委員会室」で行いますが、立候補受付事務を円滑に進めるため、立候補予定者に対する説明会を次のとおり開催いたします。

【立候補届出事務事前説明会】

- ◇日 時 3月10日(木) 午後3時
- ◇場 所 佐井村役場「第二委員会室」

期日前投票について

投票日に投票できない時は、期日前投票制度を利用してください。(村内に住んでいる方が対象です。)

- ◇投票場所 期日前投票所 佐井村役場「振興センター(和室)」
- ◇投票期間 【選挙期日の告示日の翌日から投票日の前日まで】
今回は、4月13日(水)～4月16日(土)
- ◇投票時間 午前8時30分～午後8時まで

不在者投票について

投票日に投票できない時、期日前投票制度の他、不在者投票制度を利用できます。(仕事の都合で他の市町村にいる方や病院等に入院している方が対象です。)

- ◇投票期間 4月13日(水)～4月16日(土)
- ※注意 期間が短いので、早めに投票用紙等の請求手続きをしてください。



詳細は次回の広報でお知らせします。

■問い合わせ 佐井村選挙管理委員会へ ☎0175-38-2111(内線13)

むつ下北地域の情報基盤はこう変わる

むつ下北地域ホームページの開設

むつ下北地域イントラネットをベースとした新しいホームページをオープンします。

<http://www.e-shimokita.jp/> (むつ下北地域ホームページアドレス)

<http://www.〇〇〇〇.e-shimokita.jp/> (新〇〇町村ホームページ)

◆公共施設予約 (4月1日～)

もよりの公共施設に設置されている住民公開端末や自宅のインターネットから、住基カードの多目的利用申し込みをされている方であれば、各施設の利用状況を確認でき、予約をすることができます。

※住民公開端末(キオスク端末) …公民館や各役場窓口を設置してあります。



◆図書館蔵書検索

ホームページ上から、むつ市立図書館の蔵書を検索できます。

◆メール配信

ホームページ上から、携帯等のメールアドレスを登録することにより、リアルタイムな行政情報や防災情報の提供を行います。

◆電子行政相談

ホームページ上から、行政情報Q & Aを閲覧でき、情報が見当たらない場合は専用フォームから問い合わせができます。

◆住民交流板

利用者間での活発な情報交換を目的とし、サークル、イベントなどさまざまな情報を投稿・閲覧することができます。

◆ビデオ配信

各種行事や伝統芸能等の模様を映像により配信します。



◆WEBカメラ

観光情報配信サービスとして、仏ヶ浦、野猿公園、川内大滝、下風呂漁り火公園など、観光スポットをリアルタイム映像でごらんになれます。

また、防災情報として、風間浦易国間地区の落石監視カメラの映像も見ることができます。

◆学校間通信

各小中学校のインターネット接続環境が飛躍的に向上します。これまで閲覧できなかったホームページや電子メールの送受信制限など超高速回線の整備により、全て解消することになります。

また、学校間TV会議システムの導入により、各学校とのコミュニケーション向上が期待されます。

※むつ下北地域ホームページでは、上記サービスの他、郡内の各種行事や行政情報、教育情報を閲覧できます。お気軽にご利用ください。

佐井村臨時職員を募集します

平成17年度佐井村臨時職員を次のとおり募集します。

1. 職種及び募集人員
○一般事務 1名 ○レセプト点検事務 1名
2. 応募資格
○一般事務
昭和49年4月2日以降に生まれ、高等学校卒業（見込）以上の方。
○レセプト点検事務
昭和49年4月2日以降に生まれ、高等学校卒業（見込）以上でレセプト点検経験者もしくは点検に意欲のある方。
3. 提出書類 履歴書及び健康診断書 各1通
4. 提出期限及び提出先 平成17年3月15日(火) 午後5時 佐井村役場 総務課
5. 雇用期間 平成17年4月2日から平成17年9月30日まで
6. 賃金 佐井村臨時職員の給与の取扱要領によります。
7. 採用試験等
○日 時 平成17年3月22日(火) 午後1時30分
○場 所 佐井村役場 2階 第二委員会室
○試験科目 面接
8. 問い合わせ 佐井村役場 総務課 ☎2111 内線13

村営住宅大佐井新町団地E棟入居者を募集します

1. 募集团地名 ・大佐井新町団地E棟
2. 入居者資格 ・現に同居し、または同居しようとする親族がある方。
・単身入居者の場合は、50歳以上で常時介護を要しない自立生活を営むことができる方等の定められた要件に該当する方。

3. 家 賃

政令月収（入居者総所得）	月 額 家 賃
0円～123,000円	23,000円
123,001円～153,000円	27,900円
153,001円～178,000円	33,000円
178,001円～200,000円	36,100円

4. 入居申込方法 ・役場環境建設課にある入居申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して期日までに提出してください。
5. 入居申込締切 ・平成17年3月15日(火) 午後5時まで
6. 問い合わせ先 ・環境建設課 建設係 ☎2111 (代表)

犬の飼い主のみなさんへ

県内において、平成16年12月に逸走した飼い犬が3名に重軽傷を負わせる咬傷事故、また、平成17年1月には咬傷死亡事故が発生しました。

飼い犬による咬傷事故等の発生を防止するため、飼い主のみなさんは次のことを守りましょう。

○飼い主は、飼養する生後3ヶ月以上の全ての犬について、狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防注射（年1回）をしましょう。

※飼い主が条例に違反した場合、罰則が設けられています。

○引き運動は、犬を完全に制御できる人が行い、運動後は確実に係留したことを確認し通行人等に危害を加えたり逸走したりしないように十分に注意しましょう。

○大型犬は、施設できる頑丈な檻、さく等を用い人が容易に近づけないよう係留しましょう。

・狂犬病予防注射は、4月7日、4月8日に行われる予定です。詳しくは、4月号広報でお知らせします。



全国ふるさと歌舞伎フェスティバル

2月6日(日)、文化庁全国ふるさと歌舞伎フェスティバル実行委員会の主催による「全国ふるさと歌舞伎フェスティバル」が、東京都渋谷区のNHKホールで開催されました。

このフェスティバルは、地方の伝統的なさまざまな活動を紹介し、交流を図ろうというもので、今回は全国8団体が、各地で受け継がれている郷土自慢の歌舞伎を披露しました。

当村からは福浦芸能保存会が参加し、「一ノ谷敏軍記」を上演。福浦芸能保存会が東京で公演するのはもちろん初めてのことでしたが、連日深夜にまで及んだ練習の成果を存分に発揮し、約2,000人の観客を魅了しました。

また、2月19日(土)には、毎年恒例の「福浦の歌舞伎“冬の段”「食談義」」が開催され、この日も県内外から訪れた100名を超える参加者から、大きな拍手を浴びていました。

なお、フェスティバルの様子は、3月8日(火)16:30からBS2で放送されますので、ぜひご覧ください。



第27回 佐井村小学生卓球大会【2月20日(日)佐井中体育館】

■4年以下男子

優勝 佐藤 傑太 (原田小)
準優勝 中西 一真 (牛滝小)
第3位 長島 太平斗 (佐井小)
第3位 坂井 一善 (牛滝小)

■5年以上男子

優勝 布施 勇気 (佐井小)
準優勝 福田 魁斗 (佐井小)
第3位 宮川 元之輔 (佐井小)
第3位 竹内 智志 (牛滝小)

■4年以下女子

優勝 能渡 美穂 (長後小)
準優勝 吉田 瑛子 (佐井小)
第3位 仙台 円 (奥戸小)
第3位 内田 愛美 (長後小)

■5年以上女子

優勝 小笠原 眞琴 (佐井小)
準優勝 笹谷 リサ (奥戸小)
第3位 工藤 彩 (佐井小)
第3位 菊池 李香 (奥戸小)

第34回 佐井村卓球選手権大会【2月20日(日)佐井中体育館】

■一般シングルス

優勝 樋口 和太 (佐井中OB)
準優勝 佐藤 明弘 (ファミリーA)
第3位 小笠原 将将 (◎菊池商店)
第3位 間山 英伸 (ファミリーA)

■一般団体

優勝 ◎菊池商店C
準優勝 ◎菊池商店A
第3位 佐井村役場
第3位 佐井中OB

第28回 佐井村ナイター卓球大会【1月27日(木)～2月10日(木)佐井小体育館】

■Aブロック

優勝 ファミリー (代表: 間山英伸)
準優勝 アシタカ (代表: 若山明生)
第3位 タカちゃんズ (代表: 金澤弘子)

■Bブロック

優勝 ◎菊池商店 (代表: 若山秀己)
準優勝 「V2!」って言うじゃない (代表: 三戸良江)
第3位 佐井レク (代表: 宮野順一)

佐井村保育所「防火豆まき」

2月2日(日)、佐井村保育所で防火豆まきが行われました。

今年も、園児の無病息災と無火災を願い、まず消防分署職員による火災の恐ろしさについてのお話がありました。

その後、みんなが待ちに待った豆まきが始まり、子どもたちは、キャンディやチョコレートなどが交じった豆を、大喜びで拾っていました。



育児・介護休業法が変わります (平成17年4月1日から)

育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより一層推進するために、育児・介護休業法が改正されました。改正のポイントは次のとおりです。

改正事項	現 行	平成17年4月1日から
①育児休業・介護休業の対象労働者の拡大	期間を定めて雇用される者(有期契約労働者)は対象外	休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、育児休業・介護休業がとれるようになります。
②育児休業期間の延長	子が1歳に達するまで	子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業ができます。
③介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき1回限り。期間は連続3か月まで	対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業ができます。期間は通算して(のべ)93日まで
④子の看護休暇制度の創設	事業主の努力義務	小学校就学前の子を養育する労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得できるようになります。

問合せ・資料請求は青森労働局雇用均等室(☎017-734-4211)まで

第1回北通り地域郷土芸能発表会 3月6日(日) 13:00~ ウイングにて

佐井村から出演する演目

- ・大佐井青年会 大佐井青年会祭囃子
- ・福浦芸能保存会 福浦の歌舞伎 義経千本桜~義経・静別れの場

健康で豊かな高齢期をめざして
ニュー・スポーツにあなたも参加してみませんか!!

ばらいろ学級 開催のお知らせ



- 主 催 佐井村中央公民館
- 趣 旨 "ニュー・スポーツ"をとおして仲間との交流を楽しみながら、健康で生きがいのある暮らしを促進する。
- 期 間 1学期…平成17年5月11日から7月27日までの毎週水曜日(計12回) 9:00~11:00
2学期…平成17年9月7日から11月30日までの毎週水曜日(計11回) 9:00~11:00
3学期…平成18年1月11日から2月22日までの毎週水曜日(計7回) 9:00~11:00
- 対 象 村内に在住する60歳以上の方(男女)
- 内 容 スポーツ活動を中心に行います。種目 グラウンドゴルフ・ベタンクほか
- 場 所 ・しおさい公園 ・しおさいホール(アルサス内)・フォーレストパーク(森林体験館周辺など)
- お申込み 随時受け付けます。なお、スポーツ安全保険に加入していただきますので、800円(保険代)を開級式のときに持参ください。
お問い合わせ:佐井村中央公民館 ☎☎4506
- そ の 他 都合により日程・場所を変更する場合がありますが、受講申込みをされた方にはその都度お知らせします。
開級式は5月11日(水) 午前9時から"アルサス"で行います。

下北半島のニホンザル捕獲に関して

佐井のサル調査会・佐井村教育委員会・産業振興課

最近の新聞やTVニュースなどで報道されているように、脇野沢村に続いて佐井村でも「特定鳥獣保護管理計画」に基づいたニホンザル捕獲作業を2月10日から実施しています。この件に関して、さまざまな立場の方がそれぞれの見解をお持ちかと思えます。今後のニホンザル問題に対処していくためにも、ここでは今回の捕獲作業に至る経緯と目的、または農業被害問題との関連などの事実を整理しておくことにします。

◆特定鳥獣保護管理計画（下北のニホンザル）

今回のニホンザル捕獲作業は、『青森県特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）』に基づくものです。この「特定計画」とは、下北半島のニホンザルによる近年の**農作物被害問題**の深刻化、人家侵入や器物損壊などの**生活環境被害**の発生を受けて、北限のサルの保護と地域住民との共存に向けての対策を、**科学的な調査**のもとに推進させることを目的として2004年に青森県が策定したものです。

◆捕獲の目的

今回の捕獲の目的は、過度に人を威嚇したり、人家侵入を繰り返すなどそのまま放置しておけば「人に危害を加える恐れのある**“問題個体”の捕獲**」です。問題個体は「特定計画」の**科学委員会で厳密に特定**され、佐井村では3頭の**識別されたサル**（Y1群から1頭、ハナレザル2頭）が捕獲対象となりました。農作物被害対策を目的とした捕獲ではないことに留意が必要です。

◆捕獲方法

捕獲は、2005年2月10日～3月31日に行われます。行動域内に箱わなを設置しカボチャ・ジャガイモなどで誘引します。捕獲された個体は、今回の対象個体であるかどうかの認定が行われ、捕獲対象外のサルは再放逐されます。

捕獲とは切り離して農作物被害対策を！

今回の捕獲は、威嚇や人家侵入を繰り返すなど、過度に人馴れしてしまった一部のサルを排除することにより、住民の身体を守るための措置であって、農作物被害対策を前提に実施しているものではありません。また、サルの**捕獲が農作物被害対策として必ずしも有効な手段でない**ことはこれまでも指摘してきたとおりです。したがって、**農作物被害対策は今回の捕獲とは別個のものとして考える**必要があります。農作物被害を軽減するためには、「広報」でお知らせしてきたように、さまざまな対策・工夫を用いて、サルにとって魅力のない農地・集落を作ることが重要です。今後も広報などを通じて最新の情報を提供する予定です。農家のみなさんのご意見・ご希望を反映した有効な狼害対策を協力して実現させましょう。

※その他、ご意見・ご質問などは

佐井村教育委員会 ☎③4506、4507

佐井村産業振興課 ☎③2111までお問い合わせください。（文責：北大 鈴木克哉）

赤ちゃんふれあい体験学習(佐井小学校)

1月26日(木)に役場で「赤ちゃんふれあい体験学習」が行われました。佐井小学校4年生のみなさんが生後4～11ヵ月の赤ちゃんのお世話をしたり、遊んだり、離乳食を食べさせたりと、短い時間の中で貴重な体験をしました。

前日に沐浴人形を使って練習はしたものの、泣いてしまう赤ちゃんに戸惑ったりする場面もみられましたが、赤ちゃんとおふれあう中で子育ての大変さや家族の愛情をしっかりと感じられたようです。



保健師だより

佐井小学校4年生のみなさんから(感想)

- 昔、お母さんがこのように苦労したとわかった。
- 自分が赤ちゃんの時も大変だったと思いました。
- ぼくが赤ちゃんの時は〇〇君より泣いていたのかなぁと思いました。
- お母さん、赤ちゃん、すごく楽しかったです。
- 最後に、ごはんを食べさせてあげられてうれしかったです。
- 赤ちゃんにミルクや着がえをしてあげたけど、むずかしかったです。それをお母さんが毎日やっているのですごいと思いました。
- いろんなものをたくさん食べてはやく大きくなってね。



歯科だより どうして歯周病になるの？

●何が原因でしょう

歯周病の原因は 歯垢＝プラーク で、これは 細菌の塊 です。

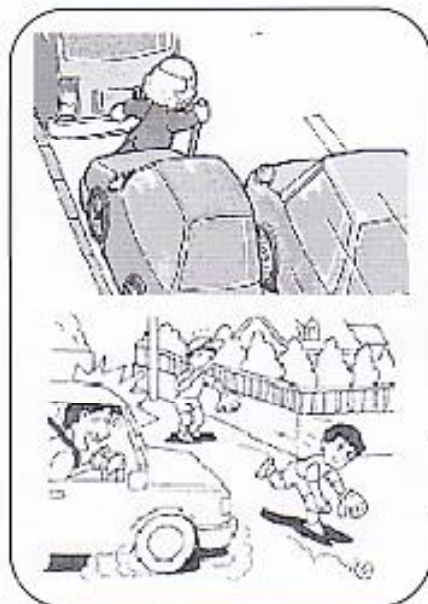
歯周ポケットの中にプラークが棲みつき、歯の周りの組織に炎症を起こしました。歯槽骨(歯を支えている骨)は少しずつ破壊されてます。このときのプラークは、自分たちの生活を守るためにバリア(菌体外多糖)を張って生活圏を確保しています。このバリアを「バイオフィルム」と呼んでいます。

※毎日の歯磨きでは、取れない汚れは歯医者さんできれいにしてもらいましょう。また、虫歯がなくても半年～1年に一回の検診で、歯肉を含めたチェックをして、歯周病から歯を守ってあげましょう。



安全は家庭から！

～家庭内でも交通安全の啓発を～



家庭の話題の中でも、交通ルールや道路上ではいけないことなどを取り上げ、積極的な安全歩行・安全運転に努めていきましょう。

そろそろ冬の寒さも終わり、だんだんと暖かな日々が訪れようとしています。
これから村内には観光等で他県の自動車が増える傾向にあります。お子さんのいる家庭で今まで交通安全のお話をしたことがありますか？
お父さん・お母さんには、交通量が多くなりかけるこの時期に子どもにお手本を見せて、家庭内の交通ルールの指導を行い、事故を未然に防ぎましょう。



交母だより



佐井村
交通安全母の会

みんなで続けていこう！
交通死亡事故ゼロ
次の目標は3,000日

記録
2,642日
(3/1現在)

早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！

3月の早めの点灯時間は午後4時30分です。



ドライバーはゆとりをもった運転を！



安全は全てに優先します！

今年も、春の交通安全運動の時期が近づいてきました。春の運動では、特に新入学児童と高齢者の安全を重点目標に進めていくところです。
ドライバーのみなさん、もし道路上に子供・高齢者が歩いているところを発見したら車のスピードを緩め、いつも以上に安全運転に心掛けてください。
また、子供・高齢者のみなさんは自動車に注意し安全歩行を心掛けるようにしましょう。

春の交通安全運動近づくと
子供・お年寄りにやさしい環境を！

悪質商法に注意!

佐井村には、「おれおれ詐欺」「振り込め詐欺」等、電話での金員要求詐欺事件は発生していませんが、はがきでの架空請求が数多くの家庭に郵送されております。

総合消費料金未納分訴訟最終通達書

管理番号 (ち)3408648-74号

この度、ご通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として、訴訟の理由がなされた事をご通知いたします。以降、下記に記された裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を撤回させていただきます。このままご通知のとおりには原裁判の主張が全面的に受理され裁判後の債務として裁判差し押さえ及び、強制執行、不動産差し押さえと執行官の立ち入りによる強制的に履行させていただきますので裁判官の決定による「執行保留の交付」を承認して頂きますようお願いいたします。債権譲渡証明書を一送付させていただきますのでご確認ください。

訴訟費用及び、裁判官の決定に同意しては退場して頂いておりますので管理職職員までお問い合わせ下さい。尚、貴方での過剰な支払のクレジット・保護のみ、ご本人様から直接返済を下さりお願い申し上げます。以上を仰りまして是非お返事をさせていただきます。
※裁判取り下げ最終期日 平成17年1月25日

0120-171-452(管理課)

電話受付時間 9:00~17:00
休日 (土・日・祝日)
〒100-0035
東京都千代田区丸の内2丁目5番地13号
財務郵便可出入 日本財務管理事務局

電子消費料金未納分請求最終通達書

分類コード表記=0406012

この度ご通知致しましたのは、貴殿のご利用されました【電子消費料金未納分】について、ご契約会社及び回収業者から委託を受けたもので大変急務までご連絡下さい。

こちら「電子消費者民法特別法」上、民事訴訟通達書となっておりますので、速断なきお客様につきましてはやむを得ず裁判所からの書類送達書、指定裁判所への出頭となります。また裁判後の措置と致しまして裁判差し押さえ及び不動産、不動産差し押さえを強制執行させていただきます。尚且と執行官による「執行保留の交付」を承認して頂くようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一送付させていただきますので承諾の上でご返して下さい。尚、貴方での過剰な支払のクレジット・保護のみ請求金額・支払い方法は各契約員までご連絡下さい。以上を仰りまして是非お返事をさせていただきます。

※ 裁判取り下げ最終期日 平成16年12月6日

台東債権株式会社

受付時間 平日 8:00~17:00 休日 上・日・祝日
〒110-0014 東京都台東区東上野4-6-5
代辦 03-3881-2058

このような身に覚えのない「はがき」が郵送されてきたら、相手に電話することなく警察に相談して対処してください。

少年を福祉犯罪等から守ろう

本県でも、パソコンや携帯電話のインターネットによる「出会い系サイト」やテレホンクラブ・ツーショットダイヤル等を利用した少女たちが、「児童買春・児童ポルノ禁止法」・「条例違反」の被害者となったり、小遣い銭欲しさから風俗営業店や深夜飲食店の従業員としていた事犯または暴力団や素行不良者等が組織的に関与している事犯、覚せい剤・睡眠薬導入剤等の薬物に関する事犯等、少年が福祉犯罪の被害者になるケースが増えています。

特に春休みは、卒業、新入学、就職などにより、少年の心も動揺しており、いろいろなことが原因で非行に走ったり、思わぬ事件・事故に巻き込まれてしまう危険があります。

少年一人ひとりに目を配り、少年たちの小さな変化を見逃すことなく「自分の子どもだけは大丈夫」と思わず、少年の福祉を害する犯罪等から少年を守りましょう。

★こんな態度に要注意★

- 行き先を言わずに外出したり、帰宅時間が不規則で遅く、夜遊びや無断外泊が多くなった。
- 嘘をついたり、落ち着きがなく、家族との対話を避けるようになった。
- 隠語を使ったり、言葉づかいが荒くなった。
- 知らない人からの電話や携帯電話で頻りに呼び出され、その都度出かけるようになった。
- 友達の層が変わって、性格が荒くなってきた。
- 些細なことで怒るようになり、親に反抗するようになった。
- 服装が派手になったり、ブランド品など高価なものを持つようになった。
- 日記やメモ帳などに心当たりのない多数の電話番号や記号、数字などが書かれていた。
- 与えたはずのない現金を持っていたり、親の知らない貯金通帳を持っていた。

駐在日誌 ～1月の事件・事故概況～

【事件】1月中の発生はありませんでした。【事故】物損事故 3件 原田地区

※2月2日、磯谷消防屯所への建造物侵入事件は、みなさんの協力で検挙となりました。ご協力ありがとうございました。

※事故に遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。

お知らせコーナー

自動車の名義変更・廃車手続・車検はお早めに!! ～車検は1ヶ月前から受けられます～

受付時間（土・日・祝日を除く） 平日 8:45～12:00、13:00～16:00

例年3月は、名義変更（移転登録）・廃車（抹消登録）・住所変更等（変更登録等）の手続きで、運輸支局及び事務所の窓口は大変混雑します。特に、3月中旬頃からは待ち時間が長くて申請者のみなさんに大変ご不便をおかけしております。名義変更や廃車等の手続きは、できるだけ3月15日以前に済ませるようお願いいたします。

また、3月は車検（継続検査）も大変混雑します。継続検査は1ヶ月前から受けることができますので、3月下旬に集中しないようお早めに済ませるようお願いいたします。

なお、自動車の登録・検査の諸手続及びユーザー車検の予約についてはテレホンサービスをご利用ください。

最近、登録事項等証明書を悪用した組織的な自動車盗難事件や自動車検査証の不正な再交付申請が発生しております。そのため、犯罪防止のため運輸支局及び事務所の窓口において登録事項等証明書交付請求及び自動車検査証再交付申請時に身分確認（自動車運転免許証等）を行っておりますので、みなさま方のご理解とご協力をお願いいたします。

■問い合わせ

- ・青森市大字浜田字豊田139-13 国土交通省東北運輸局青森運輸支局 ☎017-739-1503
- ・八戸市大字市川町字吹上16-37 国土交通省東北運輸局青森運輸支局
八戸自動車検査登録事務所 ☎0178-20-3161

■テレホンサービス（24時間）

- ・青森区域 ☎017-729-4222
- ・八戸区域 ☎0178-20-4448

国民年金だより

役場住民課 ☎2111

青森社会保険事務局

むつ事務所 ☎2278

きちんと納めて、しっかり受け取る!

*加入の手続きは済んでいますか?

国民年金の第1号被保険者になるための手続きは、住所地の市区町村の国民年金担当窓口で行います。該当した場合には忘れずに手続きを行ってください。加入して保険料を納めていないと、万が一のときに障害年金等が受けられないことがあります。

*保険料を忘れずに納めましょう

第1号被保険者は、月額13,300円（平成16年度）の保険料を個別に納めます。納め方は下記のとおりです。

■納付書で

下記の窓口で納めることができます。

全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協、郵便局、コンビニエンスストア、社会保険事務所

■口座振替で

毎月自動的に引き落とされる口座振替は、納め忘れがなく便利です。また手数料もかかりません。

申込用紙は、市区町村の国民年金担当窓口、社会保険事務所、一部の金融機関に用意されています。

■保険料を前納する

保険料を6ヶ月分または1年分の単位で前もって納めることもできます。前納する場合には、割引があります。

6ヶ月分前納 650円割引 1年分前納 2,830円

『平成17年度佐井村水道水質検査計画』を策定しました

このたび、水道法施行規則が改正され、水質検査計画の策定及び事前公表が義務付けられたことから、『平成17年度佐井村水道水質検査計画』を策定し、みなさまに公表いたします。

村では、この水質検査計画に基づき、効率的で正確な水質検査を実施し、今後も「安全でおいしい水」をお届けします。

なお、公表につきましては、3月22日(火)から役場内での縦覧形式とさせていただきますので、下記担当課までお問い合わせください。

☆水質検査計画とは？

水質基準の適合状況を把握するために不可欠である水質検査を行うための「検査項目」、「検査場所」、「検査頻度」などについて定めたものです。

■問い合わせ 佐井村環境建設課 ☎2111

青森県交通事故相談所からのお知らせ

平成17年3月末、弘前支所及び八戸支所を廃止し、4月1日から青森本所に一元化します。

これに伴い、相談時間を延長するほか、毎月、日を決めて行っていた巡回相談を、相談者と日程を調整して行う移動相談に変更し、県民サービスの向上を図ります。

■所在地

〒030-8570 青森市長島一丁目一番一号
青森県庁舎北棟一階

■電話

(代表) 017-722-1111 内線3670・3671
(直通) 017-734-9235 (FAX兼用)

■相談日 毎週月曜日～金曜日

(土・日・祝祭日は休みです。)

■相談時間 午前8時30分～午後5時15分
(1時間45分延長)

みなさんの善意に感謝申し上げます

去る12月26日に発生した「スマトラ島沖地震」の被災地への救援金を募集しましたところ、村民のみなさんから多くの温かいご支援をいただき、1月18日に日赤青森県支部を通じ送金いたしました。

また、佐井村議会においても1月25日に日赤青森県支部を通じ送金いたしました。

その他、老人クラブ「寿会」、食事処「まんじゅや」から「新潟中越地震災害義援金」として日赤青森県支部を通じ被災地のみなさんに送られました。

今後とも、日本国内外において災害が発生した場合には、みなさんのご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、ご協力をいただきました、みなさんの善意とご支援に深く感謝申し上げますお礼といたします。

日本赤十字社青森県支部佐井村分区分

むつ科学技術館だより

【3月コミュニケーションシアターのご案内】

3月から「不思議いっぱい無重力のひみつ」に替わり、「宇宙で生きるための挑戦」(40分間)を上映いたします。

「重力のある地球」と「無重力の宇宙」では、生活がどう違うのか、また、その生活で私達の体にはどんな変化が起こるのでしょうか？この不思議を金魚などを使った実験でご覧いただけます。

ご来館の際には、ぜひコミュニケーションシアターへもお立ち寄りください。

〈問い合わせ先〉

むつ科学技術 Tel:25-2091 Fax:25-2092

〈URL〉 <http://www.jmsfmmi.or.jp/msm.htm>

住宅金融公庫からのお知らせ

「フラット35」は、住宅金融公庫がバックアップする民間金融機関の長期固定金利の住宅ローンです。

- 最長35年間の長期固定金利
- 融資限度額最高5,000万円
- 保証料0円、繰上返済手数料0円
- 住宅の質を確保
- 中古住宅の取得も対象となります。

詳しくは、住宅金融公庫のホームページをご覧ください。また、公庫支店までお問い合わせください。

・住宅金融公庫ホームページ

<http://www.jyukou.go.jp/>

・住宅金融公庫東北支店

フラット35・ほっとライン ☎022-227-5554

満1歳おめでとう!!



あみ
高橋 彩海ちゃん
(真・良子) 古佐井



あずか
田中 明日香ちゃん
(正喜・美喜子) 福浦

原付バイク等、軽自動車の廃車手続きは済みましたか？

軽自動車税は、4月1日現在所有する方に課税されます。

使用しなくなった車輛の標識を返還せずに放置していませんか。

廃棄・滅失等により使用しなくなった場合は、役場で交付した標識を返還し廃車の手続きをしてください。

また、役場で交付以外の標識(軽自動車の黄色標識)返還等については、(社)全国軽自動車協会連合会青森県事務取扱所になります。手続き等の詳細については住民課税務係までお問い合わせください。

■連絡先 住民課税務係 ☎2111(内線33)

戸籍の窓口

2月15日現在

○お誕生おめでとう

渋谷 蓮果(三武郎) 中 道

○おくやみ申し上げます

内田 良一(千代子) 黒 岩

福田 友吉(勉) 横 森

横浜 篤史(仁) 磯 谷

加藤 敬司(タマ) 黒 岩

能登 洋子(三 樹) 古佐井

柳田 まめ(市 雄) 福 浦

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

佐井村の人口

1月31日現在

男	1,500	(-2)
女	1,479	(±0)
計	2,979	(-2)
世帯数	1,097	(-2)

() 内は前月比

予防接種を受けましょう ～ツベルクリン反応検査・BCG～

現在、ツベルクリン反応検査・BCG接種は、4歳になるまでに、それぞれ1回接種することとなっています。

ただし、平成17年4月1日から結核予防法の一部改正により、BCGのみの接種となり、対象者が生後3～6ヶ月未満時となります。4月以降に生後6ヶ月以上の乳幼児がBCGの接種を受ける場合は、自己負担で個別接種となります。

このため、村では、4歳未満の乳幼児が年度内にもれなく予防接種ができるよう、下記のとおりツベルクリン反応検査・BCGの予防接種を行います。

○ツベルクリン反応検査

- ・日時 平成17年3月23日(木) 午後1時から
- ・場所 アルサス

○BCG

- ・日時 平成17年3月25日(金) 午後3時から
- ・場所 アルサス

●各種回数券のお求めは、下記委託販売店をご利用ください。

★佐井観光協会(アルサス内)

★磯谷…東出商店

★長後…滝本商店

福祉回数券には早すぎるあなたへ

6片回数券

決まった区間をご利用の方には [区間6片回数券]
いろいろ便利で使いやすい [金券6片回数券]

*金券6片回数券は、回数券の金額より遠方へご乗車の際には、現金追加ご利用いただけます
500円以上なら5枚の値段で6枚ついているととてもお得な <6片回数券>

お問い合わせは **下北交通株式会社**

本社 〒035-0041 青森県むつ市金曲1-8-12
☎(0175)22-3221代